

売店設置基本方針

第47回北信越中学校総合競技大会
富山県実行委員会

1 基本方針策定の趣旨

第47回北信越中学校総合競技大会（以下、本大会）の参加者及び一般観覧者等に便宜を与え、合わせて広く郷土の物産品等を紹介することを目的として、競技会場指定区域内に売店を設置する。

2 売店設置の目的

- (1) 本大会に参加する選手の使用する器具、用具の補給、修理に関する現地における即応サービス体制を整備し、競技運営の円滑化を図る。
- (2) 大会記念品コーナー等において、シンボルマークや地名入りの記念品、郷土の物産品等を紹介し、本大会の参加者や関係者の思い出作りに寄与する。
- (3) 宅配コーナーを設置し、本大会の参加者や関係者へのサービスの向上に努める。

3 売店の種類

- (1) スポーツメーカーのサービスコーナー
- (2) 記念品のサービスコーナー
- (3) 郷土の物産品のサービスコーナー
- (4) 栄養補給のサービスコーナー
- (5) 宅配のサービスコーナー
- (6) その他、富山県実行委員会が認めたもの。

4 売店設置・運営の方針

- (1) 売店設置に関する業務は、第47回北信越中学校総合競技大会富山県実行委員会が行う。
- (2) 売店等を設置する際は、会場となる施設等の管理者、関係機関、関係団体と連絡を密にし本大会の運営に支障のないように配慮する。
- (3) 営業経験及び実績等を考慮し、信頼のおける出店者を選定する。
- (4) 売店等での取扱品目は、本大会の趣旨を考慮し、目的を達成するものに限る。
- (5) 売店の設置・運営及び廃止に要する一切の経費は、出店者が負担する。

5 売店設置運営要項

売店の設置・運営に関する事項及び詳細については、別紙「売店設置運営要項」に記す。